

平成24年度 富士海岸蒲原離岸堤工事検討業務

特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、国土交通省静岡河川事務所が実施する「平成24年度 富士海岸蒲原離岸堤工事検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、「契約書」、「設計業務等共通仕様書 中部地方整備局（以下「共仕」という。）」及び本特記仕様書に基づき実施するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、富士海岸蒲原工区で施工予定の離岸堤工事（以下「蒲原離岸堤」という。）における契約手続き（高度技術提案型総合評価落札方式、設計施工一括発注方式）において、入札参加希望者から提出される技術提案資料に関する技術的検討及び資料作成を行うものである。

また、駿河海岸の既設有脚式離岸堤（以下「駿河離岸堤」という。）において一部損傷を受けた部分の損傷原因及び復旧方法の検討を行うものである。

第3条 業務内容

1. 計画準備

本業務を円滑に遂行するため業務計画書を作成する。

業務計画策定にあたっては別途貸与する既往報告書を参考に有脚式離岸堤事業の経緯を把握し、業務計画に反映させるものとする。

2. 蒲原離岸堤の技術的検討及び資料作成

1) 技術評価項目の検討

既往の資料を基に離岸堤設置の目的・課題を把握し、総合評価における技術評価項目（案）を作成するとともに、総合評価審査委員会（学識経験者等で構成。以下「委員会」という。）のための資料を作成する。

2) 技術提案書の検討

入札参加希望者から提出される技術提案書について、性能や施工計画等の成立性、妥当性について技術的検討を行い、技術評価項目毎にとりまとめて評価（案）を作成するとともに、発注者が技術提案内容の評価・採否及びその条件・理由を判断するための資料を整理したうえで、委員会のための資料を作成する。

なお、技術提案書の提出数は3件程度を想定している。

3) ヒアリング項目の検討

委員会での意見を踏まえたうえで技術提案内容に対する入札参加希望者へのヒアリング（以下「ヒアリング」という。）項目を検討し、ヒアリングのための資料を作成する。

4) 修正技術提案書の検討

入札参加希望者がヒアリングを受けて再提出した修正技術提案書について、2)と同様に評価(案)及び委員会のための資料を作成する。

5) 質問に対する対応

入札参加希望者からの質問書に対し、発注者が内容を判断するための資料を整理したうえで、速やかに回答(案)を作成する。

6) 委員会、ヒアリングとりまとめ

委員会及びヒアリング時の議事録及び要約版を速やかに作成する。

なお、委員会及びヒアリングの開催時期は下記を予定し、会場費(開催場所は静岡河川事務所又は中部地方整備局を予定)、委員の交通費、謝金は含まない。

- ・第1回委員会 6月
- ・第2回委員会 10月
- ・ヒアリング 11月
- ・第3回委員会 12月

3. 駿河離岸堤の損傷原因及び復旧方法の検討

駿河海岸一色離岸堤において確認された一部の損傷について、下記項目から損傷原因を検討するとともに、損傷原因を踏まえた復旧方法について検討を行う。

- ・外力(高波浪・地震)
- ・海底地形
- ・落下水塊の波圧
- ・設計照査

4. 報告書作成

上記の結果をとりまとめ、報告書を作成する。

第4条 資料の貸与

共仕 第1112条に示す貸与資料は下記のとおりとするが、不要となった場合には業務遂行中であっても速やかに返却するものとする。

- 1) 平成22年度駿河海岸一色有脚式離岸堤検討業務 報告書
- 2) 平成23年度駿河海岸一色離岸堤資料作成業務 報告書
- 3) 調査職員が本業務に必要と認めた資料及びデータ

第5条 打合せ

共仕 第1110条に示す業務の区切りは下記のとおりとし、打合せ場所は静岡河川事務所または中部地方整備局とする。なお、その都度打ち合わせ簿を作成し、その内容について相互に確認するものとする。

- 1) 業務着手時(業務計画打ち合わせ時)
- 2) 蒲原離岸堤の技術評価項目(案)作成時
- 3) 蒲原離岸堤の技術提案評価(案)作成時
- 4) ヒアリング資料作成時

- 5) 蒲原離岸堤の修正技術提案評価（案）作成時
- 6) 成果品納入時
- 7) その他調査職員が必用と認めた時

第6条 成果品の提出及び部数

共仕 第1116条に示す成果品の提出部数は以下の通りとし、提出先は静岡河川事務所とする。

- | | |
|------------------------|----|
| 1) 電子納品成果品（CD-R） | 2部 |
| 2) 報告書（A4版厚紙ファイル綴じ） | 2部 |
| 3) 報告書概要版（A4版厚紙ファイル綴じ） | 2部 |
| 4) その他調査職員が指示したもの | 1式 |

第7条 再委託

契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、共仕第1127条第1項に示すほか、以下に掲げるものとする。

- 1. 蒲原離岸堤の技術的検討
- 2. 駿河離岸堤の損傷原因及び復旧方法の検討

なお、再委託にあたっては守秘義務及び資料の廃棄を徹底させるものとし、発注者の承諾を必要としない簡易な業務についても同様とする。

第8条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

以 上